

## ■ よくある質問

### Q1 こうなんスマイル商品券を受け取るために、手続きや申込みは必要ですか。

A 手続きや申込みは不要です。令和8年3月1日時点で江南市に住民登録がある19歳以上の方（平成19年4月1日以前に生まれた方）を対象に配布します。

### Q2 こうなんスマイル商品券はいつ頃届きますか。

A 令和8年6月から順次配送します。同じ地区でも配達時期が前後する場合がありますので、お手元に届くまでしばらくお待ちください。

### Q3 いくら分の商品券が届きますか。

A 対象者1人につき5,000円分の商品券を配布します。内訳は、1,000円券3枚の全店共通券3,000円分と、500円券4枚の中小店舗専用券2,000円分です。

### Q4 商品券はどのように届きますか。

A 対象となる方の分を世帯ごとにまとめて、世帯主宛てにゆうパックで配送します。世帯員一人ひとりに個別に送付するものではありません。

### Q5 子どもの分の商品券は届きますか。

A 19歳以上の方（平成19年4月1日以前に生まれた方）が対象のため、19歳未満の方には配布されません。

### Q6 なぜ19歳以上だけが対象なのですか。

A 昨年度、児童手当の対象となっている18歳以下の児童に対しては、「物価高対応子育て応援手当」として対象児童1人当たり2万円を支給しました。限られた財源の中で、給食費補助や水道基本料金補助など他の事業も含め、総合的に市内事業者及び市民の方を支援するため、今回は19歳以上の方を対象としています。

### Q7 住民登録地以外の住所に送ってもらえますか。

A 商品券は、住民登録情報等をもとに決定した送付先へ送付しており、住民登録地以外への個別送付はできません。転居された場合は、郵便局で転送の手続きをお願いします。また、不在の場合は不在票が投函されますので、再配達又は郵便局窓口での受け取りをお願いします。

### Q8 封筒には世帯主の名前しか書いてありませんが、世帯員の分も入っていますか。

A 商品券は、対象となる方の分を世帯ごとにまとめて、世帯主宛てに送付しています。封筒や案内文には世帯主のお名前のみ表示していますが、同封している商品券は、対象となる世帯員分を含めたものです。

**Q9 世帯員の一部が転出したため、届いた商品券の冊数が少ないようです。**

A 商品券の送付先は、住所異動情報を反映して決定しています。世帯の一部の方が転出している場合、その方の分の商品券は、転出後の住所の世帯主宛てに送付されている場合がありますので、一度お確かめください。

**Q10 商品券の冊数が足りないようです。**

A 商品券は、令和8年3月1日時点の対象者分を世帯ごとにまとめて送付しています。住所異動や世帯異動により、別の送付先へ送付されている場合がありますので、一度お確かめください。

**Q11 一部の家族の分だけ別に受け取りたいです。**

A 商品券は世帯ごとにまとめて送付しており、世帯員分を分けて交付することはできません。  
※市役所へ返戻された商品券についても、返戻された封筒単位でお渡しします。

**Q12 DV等の事情により、住民登録地で受け取れません。**

A 発送前の送付先変更の申出期間は、令和8年4月8日（水）をもって終了しています。

**Q13 商品券はいつから使えますか。**

A 令和8年8月1日（土）から使用できます。使用開始日まで大切に保管してください。

**Q14 商品券の利用期限はありますか。**

A 利用期限は令和8年11月30日（月）までです。期限を過ぎた商品券は、利用及び換金ができませんので、期間内にご利用ください。

**Q15 商品券を紛失した場合、再発行できますか。**

A 紛失、盗難、破損、汚損等による再発行はできません。商品券は、ご利用まで大切に保管してください。商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造・模造等について、江南市は責任を負いません。

**Q16 商品券が届いていないのですが。**

A 不在票がある場合は、日本郵便のホームページより、お問い合わせ番号をご入力の上、配送状況をお確かめください。不在票が無い場合は、現在郵便局が順番に配達しておりますので、もう少しお待ちください。送付状況の確認等はコールセンターまでお問い合わせください。

日本郵便 HP <https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/input>

**Q17 不在で受け取れなかった場合はどうすればよいですか。**

A 不在票がある場合は、保管期限内に再配達を依頼するか、郵便局窓口でお受け取りください。  
不在票が無い場合は、現在郵便局が順番に配達しておりますので、もう少しお待ちください。送付状況の確認等はコールセンターまでお問い合わせください。

**Q18 不在連絡票が入っていませんが、なぜ入れないのですか。**

A 現在郵便局が順番に配達しております。もう少しお待ちください。

**Q19 不在票の保管期限内に郵便局へ連絡できませんでした。**

A 郵便局の保管期限を過ぎた商品券は、市役所へ返戻されます。市役所へ返戻されている場合は、市役所商工観光課窓口もしくは郵送でお渡しします。

**Q20 返戻された商品券を受け取る場合、何が必要ですか。**

A 市役所窓口での受取か、郵送か、また受け取りに来る方によって必要書類が異なります。市ホームページを参照してください。

**Q21 令和8年3月1日以降に転出した場合、商品券はどこに送られますか。**

A 住所異動の状況により送付先が異なります。4月上旬頃までに新しい市区町村で転入届をした場合は新住所へ、4月上旬頃以降に転入届をした場合は旧住所へ送付される場合があります。

**Q22 令和8年3月1日以降に亡くなりました。返却が必要ですか。**

A 基準日である令和8年3月1日時点で対象となっている場合は、商品券の交付対象です。また、商品券の利用者を対象者本人に限定するものではありませんので、世帯の中でご利用いただけます。

**Q23 基準日である令和8年3月1日に転入、転出または死亡した場合はどうなりますか。**

A 異動日を令和8年3月1日として江南市に転入された方は対象となります。一方で、異動日を令和8年3月1日として江南市から転出された方や、令和8年3月1日に亡くなられた方は対象となりません。

**Q24 令和8年3月1日以前に転入していたが、転入届を4月上旬以降に提出した場合は対象ですか。**

A 基準日時点で対象要件を満たしている可能性があるため、コールセンターまでお問い合わせください。

**Q25 令和8年3月1日以前に転出していたが、転出届や転入届を4月上旬以降に提出した場合は対象ですか。**

A 異動日が令和8年3月1日以前の転出であれば、対象要件を満たしません。商品券が届いた場合は、コールセンターまでお

問い合わせください。

**Q26 商品券はどこのお店で使えますか。**

A 市内登録取扱店舗で使用できます。江南商工会議所ホームページ又は広報8月号の折込パンフレットに掲載される取扱店舗をご確認ください。また、利用可能店舗にはポスターが掲示されます。

江南商工会議所 HPURL <https://www.konan-cci.or.jp/info/7028.html>

**Q27 商品券の詳細はどこで確認できますか。**

A 詳しくは、江南市ホームページでご確認いただけます。

市 HP 商品券 URL <https://www.city.konan.lg.jp/kurashi/nougyou/1019235.html>

**Q28 商品券で利用できないものはありますか。**

A 次に掲げるものの購入又は支払いには利用できません。有価証券、切手、印紙、ギフト券、プリペイドカード、図書券その他換金性の高いもの、電子マネーへのチャージ、収納代行に係る料金、代引きサービスに係る料金、電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、公共交通機関運賃、NHK受信料等の公共料金、税金、預貯金、保険料、その他市長が適切でないとするもの。

**Q29 商品券を使うときに本人確認は必要ですか。**

A 必要ありません。

**Q30 商品券は市外の店舗で使えますか。**

A 市外の店舗では使用できません。江南市内の登録取扱店舗でご利用ください。

**Q31 商品券は現金と一緒に使えますか。**

A 額面を超える支払いについて、現金等と併用できるかは店舗により異なる場合があります。利用予定の店舗へご確認ください。

**Q32 他の商品券や割引と併用できますか。**

A 他の商品券や割引との併用、ポイントの適用等については、店舗ごとに取扱いが異なります。直接ご利用予定の店舗へお問い合わせください。

**Q33 1回は何枚も使えますか。デリバリーでも使えますか。**

A 1回の利用可能枚数について制限は設けていません。ただし、店舗により取扱いが異なる場合がありますので、ご利用予定

の店舗でご確認ください。

**Q34 なぜ 500 円券と 1,000 円券に分かれているのですか。**

A 今回の商品券は、基本の額面金額を 1,000 円としつつ、中小店舗での少額の買い物のしやすさを考慮し、中小店舗専用券は 500 円券としています。

**Q35 なぜおつりが出ないのですか。**

A 消費の喚起を目的としているため、額面以上のお買い物にご利用ください。

**Q36 亡くなった家族の分の商品券は相続財産になりますか。**

A 相続税に関するお問い合わせは、税務署へお願いします。小牧税務署：0568-72-2111